

[別紙1]

とっとり県民参加の森づくり推進事業費補助金の事務手続きについて

1. 企画の募集 ((第1次)前年度の2月末日、(第2次)5月末日、(第3次)8月末日)

○企画書は、各地方事務所に郵送又は持参してください。

○審査結果は、各地方事務所より通知します。

2. 交付申請提出 (各地方事務所が定める日)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは各地方事務所に郵送又は持参してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

5. 事業完了

事業の完了とは、補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日を経過する日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは、各地方事務所に郵送又は持参してください。

問い合わせ先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7335 moridukuri@pref.tottori.lg.jp